
大口町版 避難所における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン

大口町地域防災計画〈避難所運営マニュアル〉別冊

令和2年9月作成（第1版）

大口町

目次

第1章 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防のために 6つの基本対策ポイント	3
第2章 地域住民のみなさんへ事前に周知しておくこと	5
1 感染防止対策と分散避難について	5
(1) 多様な分散避難の例	5
(2) 指定緊急避難場所、指定避難所での対策	6
(3) 青空避難（車中泊やテント泊）への対応策	7
知っておくべき5つのポイント 避難行動判定フロー	8
2 地域住民のみなさんが、避難所へ行く前に準備すること	9
(1) 必要書類の事前準備	10
(2) 感染防止対策の個人持ち出し品	10
3 新型コロナウイルス感染者等の人権に配慮すること	10
第3章 避難所運営者が事前に準備しておくこと（M6-01）	10
1 施設管理者との打ち合わせを必ず実施しておく	11
参考 災害時のトイレの確保	12
2 避難所のゾーニングを想定しておく	13
(1) 避難所全体のゾーニング	13
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）	14
(2) 濃厚接触者等を受け入れる場所のゾーニング	14
発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）	16
(3) 一般避難者のゾーニング	16
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）	17
第4章 初動期(災害発生当日)の対応（M6-02）	17
1 避難所の受け入れ準備	18
(1) 避難所におけるゾーニングの実施	18
(2) 避難所資機材の設置	18
2 避難者の受付	19
(1) 事前受付の設置	19
事前受付のレイアウト（例）	19
(2) 事前受付スタッフの準備	20
(3) 事前受付における避難者の受付	20

居住区分（ゾーニング）の目安表	21
受付時健康状態チェックリスト	22
(4) 各滞在スペースの個別受付の設置	23
(5) 個別受付スタッフの準備	23
(6) 個別受付における避難者の受付	23
3 備蓄している水や食料、物資の確認・配給	24
(1) 備蓄物資の確認、救援物資の受入	24
(2) 配給	24
4 定期的な換気	25
5 ゴミの分別・管理	25
6 避難所内の感染防止ルールの徹底	26
7 濃厚接触者等を受け入れた場合の町災害対策本部への連絡	26

第5章 展開期以降(2日目～)の対応 (M6-03) 26

1 定期的な健康管理の実施	26
帰国者・接触者相談センターの連絡先	27
健康状態チェックシート	28
2 感染症が疑われる場合の対応の確認	29
3 避難者もしくは運営スタッフの感染者が確認された場合	30
4 運営スタッフの感染防止対策	30
避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備	30
PPEの正しい着脱方法	31
5 濃厚接触者等への対応	31
6 衛生環境の整備（消毒、清掃、洗濯）	32
(1) 消毒についての基本事項	32
(2) 消毒薬について	33
参考 次亜塩素酸ナトリウム液の作り方（例）	33
参考 次亜塩素酸ナトリウム液の用途による使い分け	34
(3) 消毒、清掃、洗濯の方法について	34
参考 消毒方法 【消毒する主な場所（手指がよく触れる場所）】	35
トイレの掃除当番がやること	37

第6章 撤収期(ライフライン回復時)の対応 38

1 避難所の統合・閉鎖準備	38
2 避難所の閉鎖	38

* 今後の新たな知見等により随時内容を見直すことがありますので、ご承知おき願います。

はじめに

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し、避難所を開設・運営する際は、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、三つの密（密接・密閉・密集）を避ける等、新型コロナウイルス感染症の対策を徹底する必要があります。

そこで、本町ではコロナ禍における避難所運営のあり様（方向性）を示した「大口町版 避難所における新型コロナウイルス等感染拡大予防ガイドライン」を策定いたしました。

なお、複合災害時における行動様式は、本書記載事項がすべてではなく、あくまでも標準的な事項をまとめたものでありますので、関係者全員の臨機応変な対応が求められます。

未曾有の感染症対策におけるガイドラインでありますので、今後の新たな知見等により、随時見直しを行うことを前提としていますことを申し添えます。

第1章 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防のために 6つの基本対策ポイント

1 避難者の健康状態の確認

- ・避難所への到着時の健康状態の確認は、発熱、咳等の兆候・症状の有無や濃厚接触者かどうかについて、避難所に到着した受付時に実施します。
- ・そのため、事前受付を設け、検温・健康状態をチェックし、該当者は専用スペースの各受付へ案内します（※自覚症状がある者は直接専用スペース受付へ）。
- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態の確認を実施します。



2 手洗い等の適切な感染防止対策の徹底

- ・避難所全てのスタッフと避難者が適切な感染防止対策を行うことで、感染症伝播を減らすことができます。
- ・感染を予防するには手洗いが重要で、石鹸と流水で手を洗うことが最も良い方法ですが、断水等、水が入手できない場合には、手指消毒薬を使用します。
- ・また、避難者同士が接触する場合の予防策として、避難所内でのマスクの着用等の咳エチケットを徹底し、人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごします。



3 避難所の衛生環境の確保

- ・避難所の衛生環境を保つために、定期的に、目に見える汚れがあるときは洗剤や消毒薬を用いて清掃します。
- ・居住スペースは、避難者各自が定時に掃除するよう生活ルールを定めるとともに、共用スペースや避難所周辺エリアは、避難者が交代制で定期的に清掃します。
- ・清掃・消毒、ゴミ処理、洗濯等を実施する際、感染症対策として、マスク、フェイスシールド※、使い捨て手袋等を状況に応じて適切に着用します。

※目を覆うことができるもの（ゴーグル、シュノーケリングマスク等も可）



4 十分な換気の実施、スペースの確保等

- ・避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるようにします。
- ・換気は、気候上可能な限りは常時、困難な場合はこまめに実施し、換気の時間はルールを決めて行います。
- ・また避難所内のスペースは一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整するとともに、家族間の寝床の距離を1m以上あけます。



5 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペース、専用避難所の確保

- ・発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者は専用のスペースや専用の避難所を確保し、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保します。
- ・同じ兆候・症状のある者を同室にすることは、新型コロナウイルス感染症を想定した場合は望ましくありませんが、やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切る等の工夫をします。
- ・専用スペースやトイレは一般の避難者とは空間（ゾーン）、通路（動線）を分けます。



6 新型コロナウイルス感染者等の人権上への配慮

- ・専用スペースや専用避難所を確保する目的について、新型コロナウイルス感染症の感染者またはその疑いがある人等の人権に配慮し、「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を地域全体に日頃から周知徹底します。

第2章 地域住民のみなさんへ事前に周知しておくこと

1 感染防止対策と分散避難について

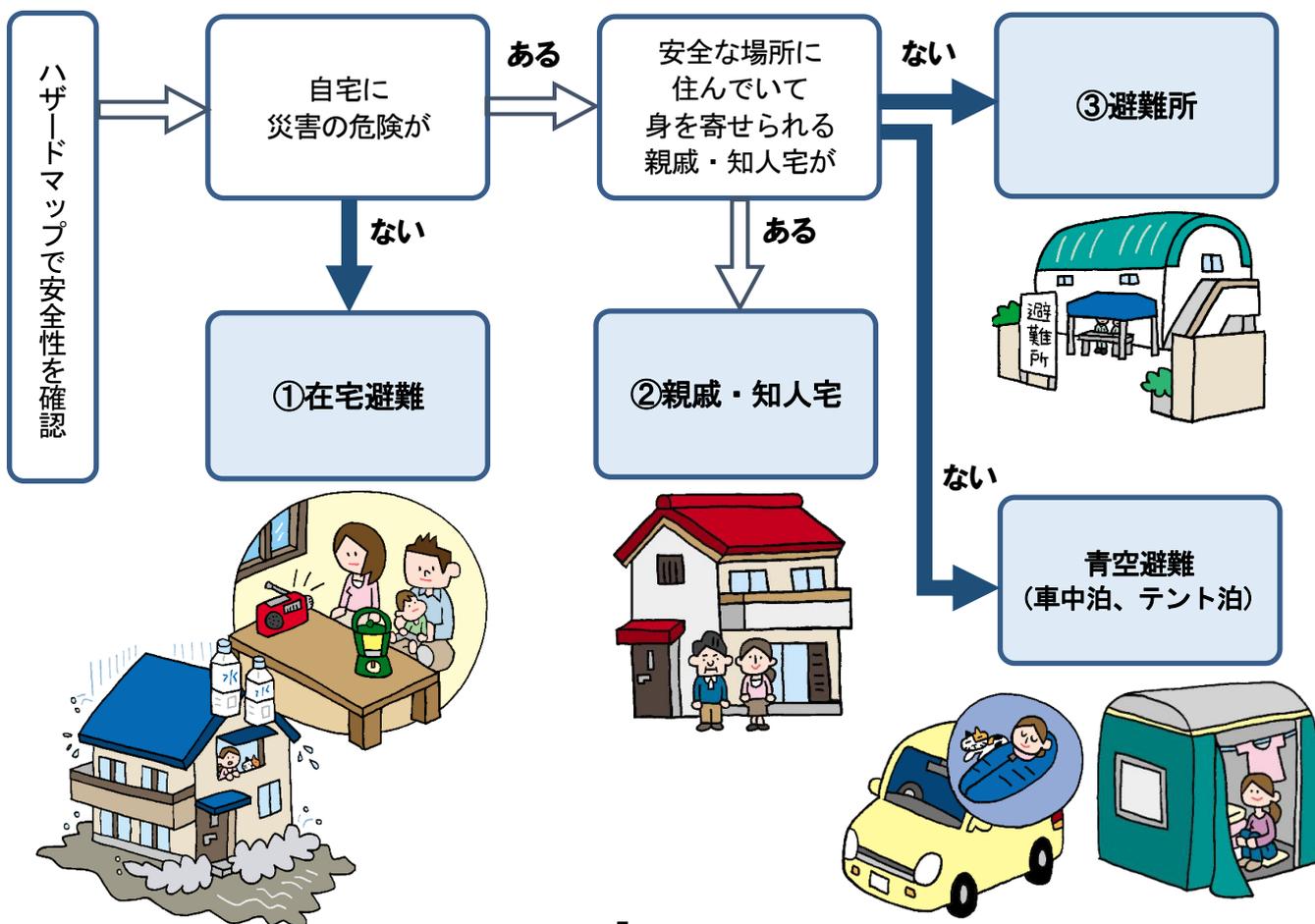
(1) 多様な分散避難の例

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

ただし、安全な場所にいる人まで避難場所へ行く必要はありません。また、避難所における過密抑制対策として、公共施設だけではなく、安全な親戚・知人宅等への分散避難を実施していくことは、新型コロナウイルス感染防止の観点から有効な対策です。

- ①在宅避難 住民がハザードマップで自宅の安全性を確認し、自宅が安全であれば自宅に留まる。
- ②縁故避難 自宅にリスクがある場合、安全な「親戚・知人宅」に避難が可能であれば避難先とする。
- ③避難所避難 ②の避難先がない場合は町が指定する避難所へ避難する。

※感染症のリスク等から、青空避難（車中泊やテント泊）を選択する場合は、P. 7の対応策が必要です。



(2) 指定緊急避難場所、指定避難所での対策

避難所における過密抑制対策として、避難者同士の間隔をとるようにすると、通常より各避難所の収容できる人数は少なくなります。また、感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、新型コロナウイルス感染対策として専用の避難所を事前に設定することが考えられます。

大口町では、①新型コロナウイルス感染者（軽症者）、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、福祉避難所のみ開設する場合は健康文化センターに専用スペースを設定し、災害状況や避難者数に応じて専用の避難所を開設する場合は、中央公民館に専用避難所を設定します。

専用避難所を開設する場合、福祉避難所及び一般の指定避難所では、感染者（軽症者）等の一時待機場所を確保します。

①指定緊急避難場所

災害の種類に応じて危険のおよばない施設等がない常時開けた場所で、災害発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため住民が一時滞在する場所

施設名	洪水・内水	地震・火災
大口南小学校	○	○
大口北小学校	○	○
大口西小学校	×	○
大口中学校	○	○
健康文化センター	○	○
中央公民館	○	○
さつきヶ丘防災センター	×	○
秋田グラウンド	×	○
総合運動場	×	○
上小口グラウンド	×	○
河北グラウンド	×	○
多世代が集う憩い広場	×	○



②指定避難所、福祉避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための施設

施設名	所在地	電話	備考
中央公民館	大口町伝右一丁目 47 番地	95-3155	専用避難所
健康文化センター	大口町伝右一丁目 35 番地	94-0050	福祉避難所
町民会館	大口町丸二丁目 8 番地	95-6771	
大口南小学校	大口町奈良子三丁目 116 番地	95-3216	
大口北小学校	大口町中小口三丁目 258 番地	95-2034	
大口西小学校	大口町余野六丁目 440 番地	95-5066	
大口中学校	大口町丸一丁目 38 番地	95-3242	
大口北保育園	大口町中小口二丁目 619 番地	95-3621	
屋内運動場	大口町城屋敷一丁目 308 番地		
さつきヶ丘防災センター	大口町さつきヶ丘二丁目 258 番地		

※専用避難所は、①新型コロナウイルス感染者（軽症者）、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者を受け入れる施設です。福祉避難所は、介助が必要な高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等の要配慮者と介助者を優先して受け入れる施設です。

③民間社会福祉施設の災害時要援護者避難施設

居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、大口町と施設使用の協定を締結している施設

特別養護老人ホーム御桜乃里、介護老人保健施設さくら荘、軽費老人ホーム一期一会荘、ハートフル大口（※災害状況等により受入不可の場合あり）

（3）青空避難（車中泊やテント泊）への対応策

青空避難を避難者が選択する場合、下記の対策を講じます。

①青空避難の避難場所

- ・避難場所は、安全な場所、安全に行ける場所に限ります。
- ・豪雨時は、車での野外の移動は危険であること、また、やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況を十分確認します。
- ・車中泊のためのスペースを確保する場合には、できる限り施設内の駐車場等一か所にまとめて間隔を空けて確保し、夜間の安全確保のため照明のある場所が望ましい。

- ・役場本庁舎の敷地内及び健康文化センターの屋根付き駐車場は、災害対策本部や物資輸送等の車両の出入りが想定されるため、使用不可とします。
- ・町指定避難所周辺の駐車場については、災害の状況や避難者数の状況により使用できない場合があります。施設管理者の指示に従ってください。

②青空避難中に必要な避難者の行動

- ・食料等必要な物資の配布等の支援を受けようとする場合は、避難者が自ら最寄りの開設避難所へ出向き、青空避難をしていることを申し出る。
- ・避難者は、物資配布や保健師等による健康相談の場所等の情報を入手する手段を確保する。（防災無線、広報車、メール、インターネット等）
- ・エコノミークラス症候群の対策や、保健師等による健康相談が受けられる場所等の情報を得て、避難者が各自で歩行や水分補給等により予防対策を取ることができるようにする。
- ・車のように狭く気密な空間では、特に日中は短時間で車内の温度が上昇しやすく、熱中症の危険性が高くなるので車内に留まらないことが望ましい。
- ・車両スペースはできるだけ日陰や風通しの良い場所を確保し、車用の断熱シートや防虫ネット、網戸を使用する等の工夫をする。
- ・車のエンジンをかけたままカーエアコンを入れていても、熱い場所では自動車はオーバーヒートしてエンジンが停止してしまうため、特に乳幼児等の自分で行動できない者を一人にさせないようにする。
- ・排気ガスによる一酸化炭素中毒やオーバーヒートを避けるため、夜間寝るときにエンジン、エアコンをつけたままにすることは、避けるようにする。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は
避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計が不足しています。**
できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が
変更・増設**されている可能性があります。
災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。
やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況**等を十分確認して下さい。

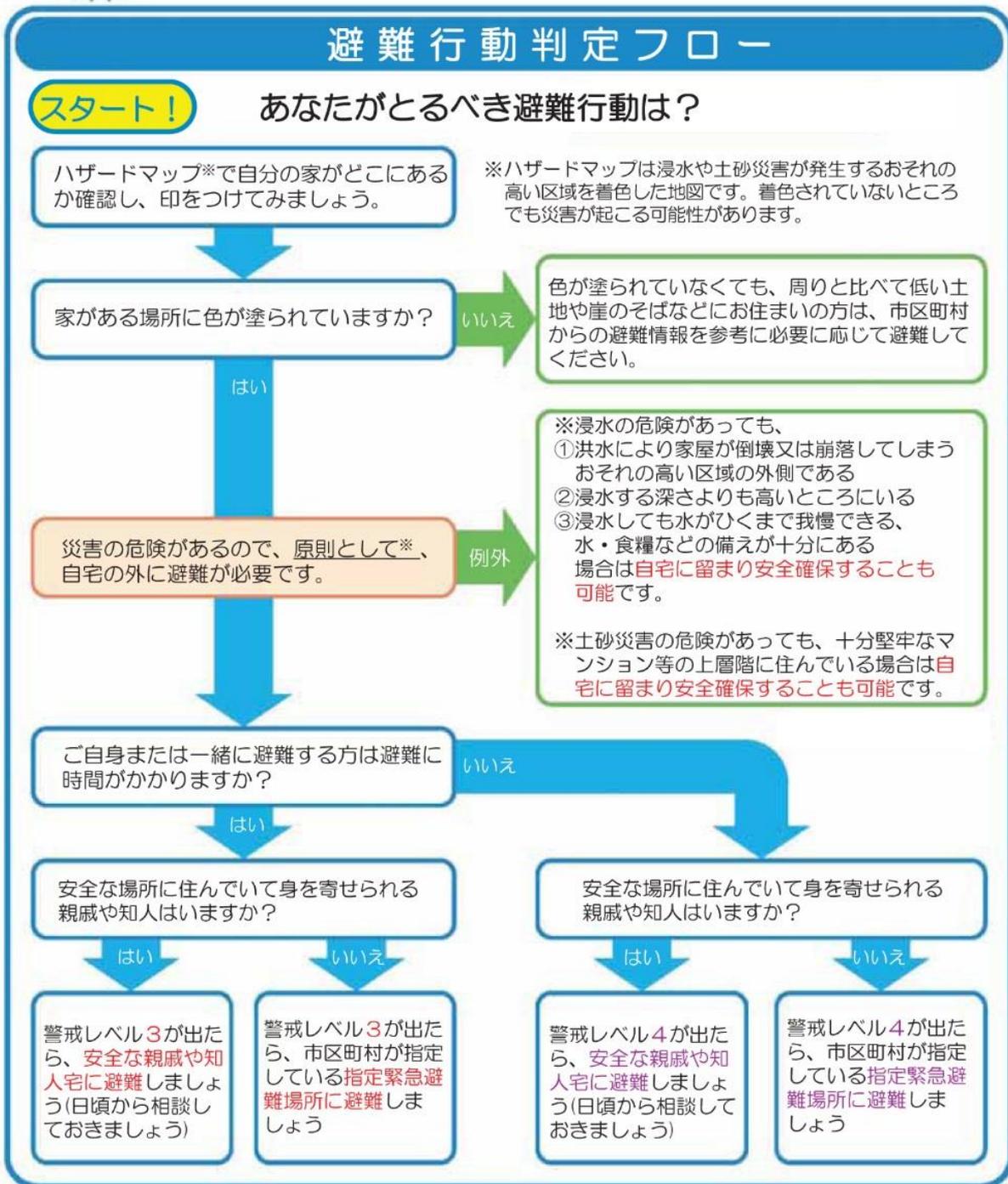


今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！



ハザードマップ

検索



2 地域住民のみなさんが、避難所へ行く前に準備すること

(1) 必要書類の事前準備

- ・ 避難所受付で長時間待つことを避けるために、可能な場合は、あらかじめ自宅で受付書類を準備します。
- ・ 可能な場合は、避難者名簿、受付時健康状態チェックリスト (P. 22) を町ホームページからダウンロードして、各自で事前に記入し、避難所へもっていきます。

(2) 感染防止対策の個人持ち出し品

- ・ 避難所では、健康の自己管理、毎日の体温測定と症状のセルフチェックが必要となります。可能な場合は、マスク、アルコール消毒液、ハンドソープ、除菌シート、体温計、上履き（スリッパ、靴下等）、ゴミ袋等を持参します。
- ・ 感染症防止対策に役立つ物品を含め非常持ち出し品リスト (P. 40)を確認し、避難する際には自ら携行します。
- ・ なお、緊急時は、これらの準備がなくてもすぐに避難行動をとります。

3 新型コロナウイルス感染者等の人権に配慮すること

- ・ 「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を地域全体で理解し、新型コロナウイルス感染症の感染者またはその疑いがある人等の人権に配慮します。

第3章 避難所運営者が事前に準備しておくこと (M6-01)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害時の避難所運営が課題となっており、避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染を防止するため、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要です。

大口町では、①新型コロナウイルス感染者（軽症者）、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、専用の避難所を中央公民館に設定する場合、福祉避難所及び一般の指定避難所においては、一時待機場所を設定します。

専用避難所において感染者等を受け入れる場合、また、一般の指定避難所においても一時的に待機してもらう場合、個室スペースの確保等、事前に準備しておくことが不可欠となります。

- ・避難所の開設・運営に係る職員等に対し、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所運営の手順や感染症に関する知識・技術を習得する研修、施設管理者との打合せ、設備及び資材の確認等を日頃から行います。
- ・地域住民のみなさんに対し、感染拡大予防のための基本対策ポイントや多様な分散避難のあり方、指定避難所の情報、新型コロナウイルス感染者等の人権に配慮すること等を日頃から周知しておきます。

1 施設管理者との打ち合わせを必ず実施しておく

- ・避難所の過密抑制の対策として、従来の体育館等の避難所スペースの他、教室や会議室等も活用して、広いスペースを居住スペースとして利用できるよう、施設図面等を活用し施設管理者と早急に協議する。
- ・発熱や咳等の症状がある者、濃厚接触者は空間（ゾーン）や出入り口、通路（動線）が区別できるかどうかを確認する。
- ・避難所の設備、備蓄物資一覧表（P. 41～45）を参考に、避難所運営に新たに必要となる感染防止対策資機材の数、保管場所、使用上の注意等を確認する。
- ・感染予防対策により従来以上に生活用水が必要となるため、給水地点（水道施設、井戸等を含む）を確認する。

避難所における感染防止対策として必要な主な資機材	
避難者用	マスク、アルコール手指消毒液、体温計 除菌用アルコールティッシュ、ハンドソープ
受付用	非接触型体温計、フェイスシールド、マスク、使い捨て手袋（ビニール袋も可）、アルコール手指消毒薬、ビニールシート、固定用ポール、養生テープ、看板
感染者等対応用	サージカルマスク等、医療用防護服（ガウン、代替品としてカッパ）
清掃用	タオル、ペーパータオル、新聞紙（吐物処理用）、家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等）、カッパ、使い捨て手袋（ビニール袋も可）、ゴミ袋、バケツ、スプレーボトル
設備用	<u>携帯トイレ（凝固剤式）、簡易トイレ（プラスチック製・段ボール製等）、簡易ベッド（段ボールベッド等）、パーティション、簡易テント、ブルーシート、扇風機（換気用）</u>
その他	45ℓゴミ袋、ラップ、ポリ袋、レジ袋、ジップロック袋、蓋付きゴミ箱（足踏み式）

※資機材の使用方法については、P. 31 を参考に適宜訓練を実施しておく。

参考 災害時のトイレの確保

災害時には何気なく使っているトイレが使えない…かも
トイレに行きたくない ➡ 食事・水分を抑える ➡ 体調不良の悪循環
(エコノミークラス症候群を発症するおそれも)

災害時に快適なトイレが確保できるかは、命にかかわる問題

国土交通省水管理・国土保全局下水道部「あって良かったマンホールトイレ！」を参考に作成

携帯トイレ



断水・排水不可となった洋式便器や簡易トイレ等にかぶせて使用する便袋（し尿をためるための袋）を携帯トイレといいます。吸収シート一体型タイプ、ゴミ袋と凝固剤のセットで使うタイプ等があります。

簡易トイレ



持ち運び可能で、屋内外で設置できる便座のある小型のトイレを簡易トイレといいます。プラスチックや段ボール製の既製品のほか、スチール缶と木材等の手作り品もあります。

マンホールトイレ



マンホールトイレ使用例（大口北小学校、右下は中央公民館）

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やテントを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。

マンホールの上に便座や囲いを設置するだけですぐに使用でき、段差がないため高齢者や障がい者等の方にも使いやすく、し尿を下水道に流すため臭いも少なく衛生的です。

仮設トイレ



工事現場や災害避難所などで、一時的に設置される簡易式のトイレ。洋式トイレ、和式トイレのいずれもが水洗トイレ（吸引圧送式、簡易水洗式を含む）として使用することができます。

災害時は設置に時間がかかる、数が不足する場合があります。

2 避難所のゾーニングを想定しておく

(1) 避難所全体のゾーニング

①各避難所共通のポイント

- ・施設管理者と協議し、避難所として利用可能となった場所に基づき、以下のポイントに注意しながら、受け入れ場所を決める。
- ・福祉避難所及び一般の指定避難所においても、一時的に移動困難な感染者等が待機することを想定し、事前に感染症対応時のゾーニングを行う。
- ・ゾーニングは、専門家（感染症専門医や保健所等）の確認を受けることが重要で、事前の確認が困難な場合でも、運用後に専門家の確認を受けるようにする。

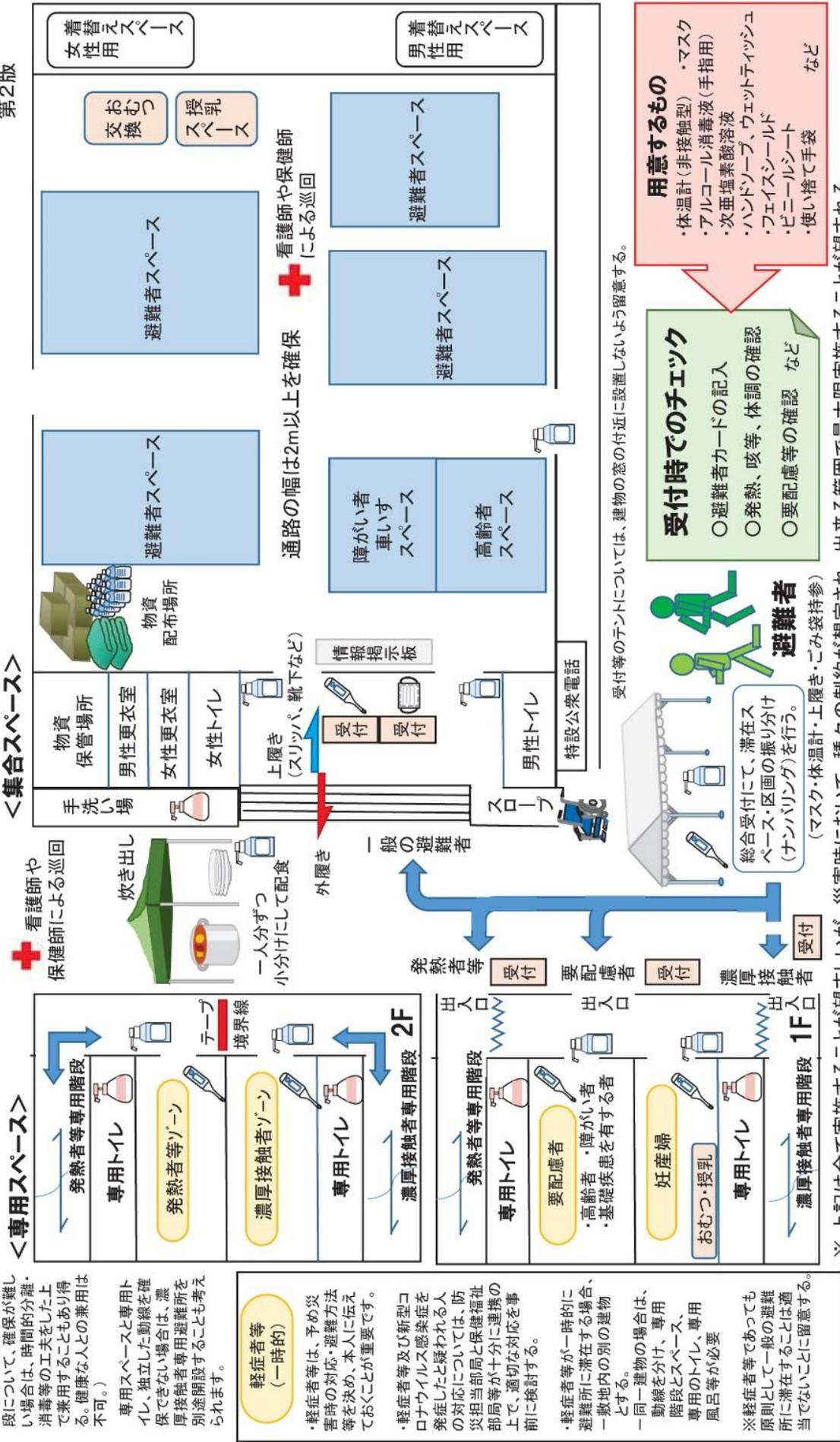
<感染症対応時のゾーニングのポイント>

受付	事前受付（事前検温や健康チェック）と各一般受付（一般避難者、発熱や咳等の症状がある者、濃厚接触者、要配慮者等）を設置し、各受付で避難者が滞留し、密にならないように配置する。
避難所出入口	できる限り密になりにくい場所を設定し、可能であれば出口と入り口を分ける。
通路の確保	通路は一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないようにする。 車いすも通れるよう幅 130cm 以上（できれば 2m以上）の通路を確保し、各世帯の区画が必ず 1 箇所は面するようにする。
個室管理（配慮すべき人を優先的に受け入れる場所）及び動線の検討	発熱や咳等の症状ある者や濃厚接触者のほか、感染症リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する方の専用スペース、障がい者、妊産婦等を受け入れる要配慮者スペースや個室等の場所を検討し、予め指定する。 また、一般避難者、濃厚接触者、発熱や咳等のある者の通路（動線）をそれぞれ分ける。
トイレの確保及び動線の検討	濃厚接触者等が、できる限り個室で携帯トイレを使用できるような簡易トイレを配置する。上水道等のライフラインが確保できない状況においては、一般避難者に限ってマンホールトイレを使用するテントを配置する等、使用するトイレと通路（動線）をそれぞれ分ける。

※食事スペースは飛沫感染を防ぐため、できる限り（各世帯の）占有スペース内での食事をすることが望ましい。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 6. 10
第2版



「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（内閣府（防災担当）」より

(2) 濃厚接触者等を受け入れる場所のゾーニング

①健康文化センター

- ・ 健康文化センターのみ避難所開設する場合、施設管理者と協議し、①新型コロナウイルス感染者（軽症者）、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、専用のスペースを配置する。
- ・ 災害状況や避難者数等に応じ、中央公民館に専用避難所を開設する場合、専用のスペースは一時待機場所とし、中央公民館での濃厚接触者等の対応を依頼する。

②中央公民館（専用避難所）

- ・ 災害状況や避難者数等に応じ、中央公民館に専用避難所を開設する場合、施設管理者と協議し、①新型コロナウイルス感染者（軽症者）、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、専用のスペースを配置する。

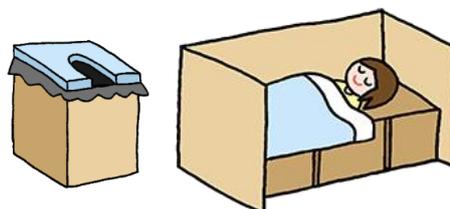
③健康文化センター・中央公民館以外の一般の指定避難所（小学校等）

- ・ 施設管理者と協議し、①新型コロナウイルス感染者（軽症者）、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、一時待機場所として専用のスペースを配置する。
- ・ なお、一時待機後に医療機関や専用避難所への移動を検討する場合は、町災害対策本部に相談し、濃厚接触者等の対応を依頼する。

<濃厚接触者等を受け入れる場所のゾーニングのポイント>

- ・ 発熱や咳等の症状がある者や濃厚接触者は、可能な限り個室対応とする。換気できる部屋であることが必須条件。
- ・ ※濃厚接触者は、発熱や咳等の症状がある者より優先して個室管理とする。
- ・ 個室対応が難しい場合は、パーティションで区切る等、専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできるだけ確保する。
- ・ 濃厚接触者、発熱や咳等の症状がある者の空間（ゾーン）はそれぞれ分ける。
- ・ 避難所管理や個人情報保護の観点から、区画に番号を振る。
- ・ 発熱・咳等の症状がある者同士を同室にする場合で、濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合は、P. 16 のレイアウト(例)を参考する。
- ・ 濃厚接触者等は、個室で携帯トイレを使用できるよう簡易トイレを配置する。
- ・ 上水道等のライフラインが確保できない状況において、専用避難所（中央公民館）を開設する場合、共用トイレは感染予防対策を講じた上で発熱者等が使用し、マンホールトイレは一般避難者が使用する等、使用するトイレと通路（動線）をそれぞれ分ける。

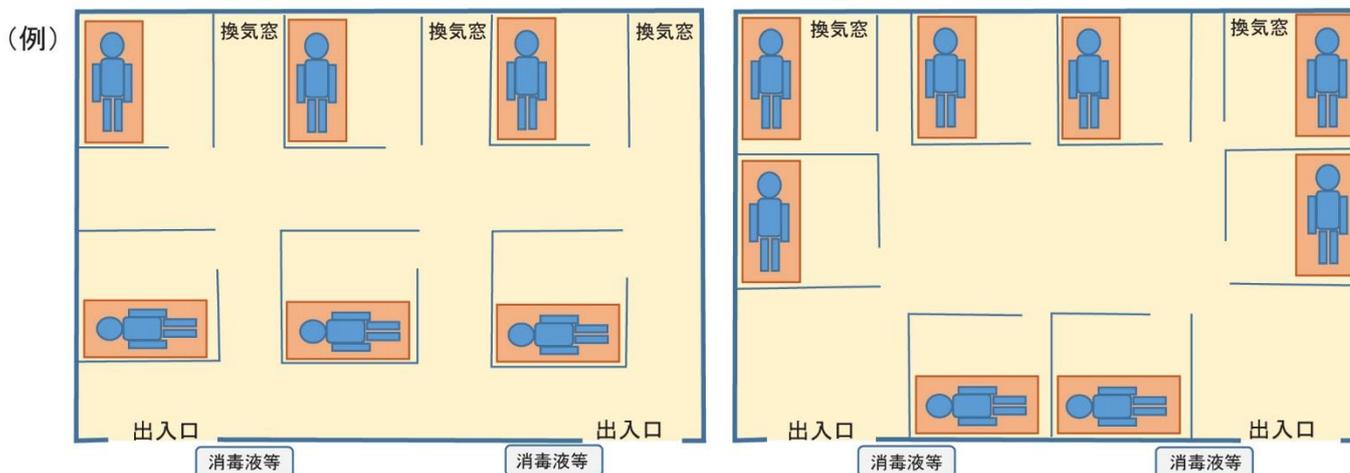
一般の指定避難所（小学校等）において、濃厚接触者等の一時待機場所として専用スペースを配置する場合も、携帯トイレの使用や通路をそれぞれ分ける等の対策を行う。



発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

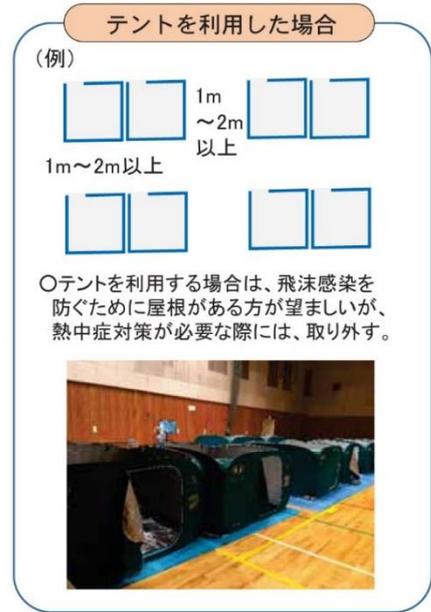
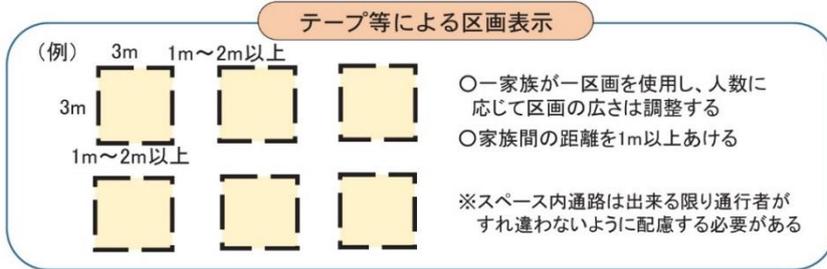
「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（内閣府（防災担当）」より

(3) 一般避難者のゾーニング

- ・レイアウト（例）を参考に、一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整する。
- ・1区画（一家族）の距離は1～2m以上空け、個人間の距離も1m以上空ける。
- ・個々の区画を色テープ等で囲み、一定の距離を維持する。
- ・トイレ、物資受け取り、受付等の動線と通路をはっきりと表示する。
- ・個別スペースの割振りの際は、お住まいのコミュニティ、性別、要配慮者の状況等を考慮した割振りに配慮する（例：足が悪く、トイレに近い等の高齢者等に配慮した個別スペース）。一般の指定避難所の個別スペースで滞在困難な場合は、福祉避難所への移動を検討する。
- ・避難所管理や個人情報保護の観点から、区画に番号を振る。
- ・駐車スペースのある避難所ではペット同伴やプライバシー確保等様々な理由により車中泊を選択される避難者があり、感染症対策として受付の際に車と車の間のスペースを十分取るよう案内する。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在中の場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

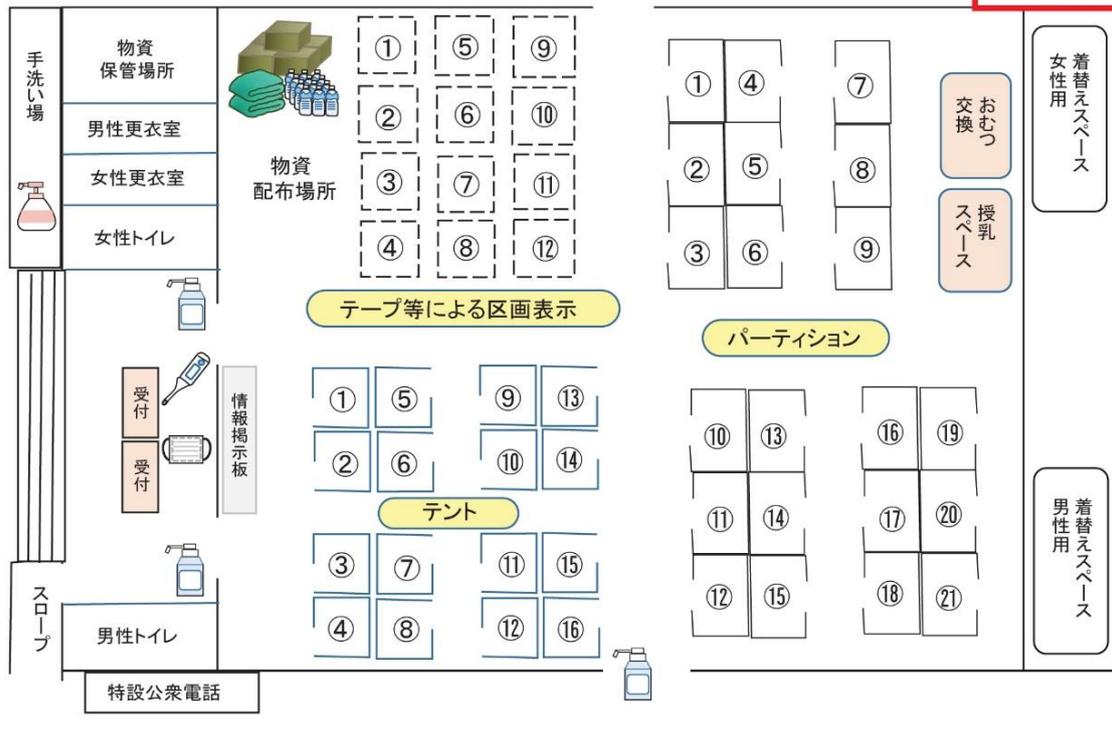


- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。

第1版から追加



「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（内閣府（防災担当）」より

第4章 初動期(災害発生当日)の対応 (M6-02)

1 避難所の受け入れ準備

- ・健康文化センターのみ開設する場合、建物内で専用スペースと一般避難者の居住スペースのゾーニングを行う。
- ・専用避難所(中央公民館)を開設する場合、①新型コロナウイルス感染者(軽症者)、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、ゾーニングを行う。
- ・その他の一般の指定避難所(小学校等)を開設する場合、感染者等の一時待機場所を専用スペースとしてゾーニングを行う。

(1) 避難所におけるゾーニングの実施

- ・ゾーニングに基づいた適切な動線管理や物品管理を行うことが感染予防となる。
- ・専用スペースと居住スペースの間には養生テープやパーティション、表示板等でわかりやすく境界線を設置し、避難者が行き来しないようにする。
- ・可能な限り出入り口・トイレ・手洗い場を分け、体調不良者と他の避難者の動線が交わらないようにする。
- ・別々の動線の確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で、兼用するためのルール作りを行う。ただし、一般避難者との兼用は避ける。

(2) 避難所資機材の設置

- ・下図及び健康な人の避難所滞在スペースレイアウト(例)(P.17)を参考に、各ゾーンに養生テープやブルーシート等で境界線を設置する。
- ・各ゾーンにパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド等を設置する。
- ・避難者や運営スタッフのため、専用スペースや動線の分かる案内板を用意する。
- ・手指消毒薬を設置する。

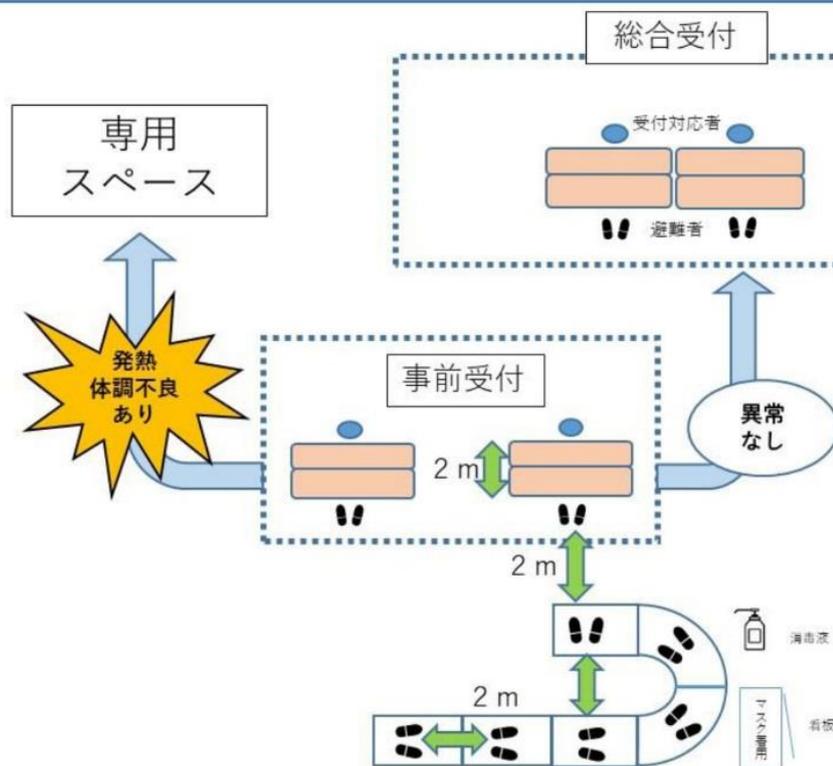
設置における留意事項	
パーティション	飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高く設置。
テント	複数を接して配置する場合は、接した面にテント通気口等の空気の入出力口が無いようにする。 飛沫感染を防ぐため屋根がある方が望ましいが、熱中症対策のため必要に応じて取り外す等の対策を講じる。
区画表示	メジャー、養生テープ等を用意し、通路を確保しながら、占有スペースの範囲を養生テープで明示する。 テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号を付し、誰がどの区画に滞在しているか分かるように管理する。

2 避難者の受付

(1) 事前受付の設置

- ・発熱や咳等の症状のある方や濃厚接触者を早期に把握するため、一般受付の前に、事前受付を設置する。
- ・事前受付には、避難者との間にクリアフェンス（ビニールシート）、手指消毒液、非接触型体温計、マスク（持参しなかった人用）を用意する。
- ・体温計を持参してこなかった場合は、避難所の非接触型体温計での検温が望ましいが、接触型の体温計を利用する場合は毎回消毒する。
- ・避難者が受付で滞留しないよう、手指消毒、検温、**受付時健康状態チェックリスト**（P. 22）の提出等、動線を事前に検討し、受付手順やレイアウトを工夫する。
- ・スペースに余裕がなく、事前受付を設置することができない場合は、一般受付で避難者の間隔を確保する等必要な対策を検討する。
- ・間隔（2 m）を空けて並ぶ際の位置をテープ等で指定する。

事前受付のレイアウト（例）



岐阜県「避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」より

(2) 事前受付スタッフの準備

- ・受付スタッフは、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド（複数の避難者に介護や介助等、密接して対応する際）を着用する。
- ・複数の人が使う体温計の消毒や検温担当者の検温ごと、手指消毒を徹底する。
- ・受付スタッフには、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを理解してもらうよう、人権を尊重した対応についての教育等を実施する。
- ・検温や健康チェック等、受付時の手順が従来よりも増えるとともに、避難者の滞留を抑止するための体制強化が必要となるので、訓練等により、受付手順やスタッフの人数の確認を事前に行っておく。
- ・マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド等の個人用防護具（Personal Protective Equipment：PPE）の使用方法や着脱手順、洗浄、消毒手順等について、事前に訓練や研修を行っておく。

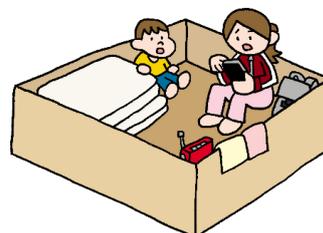
(3) 事前受付における避難者の受付

ア. 検温・健康状態のチェック

- ・感染防止のため、避難者に不要不急の会話禁止、2m間隔で並ぶよう周知する。
- ・P. 10 の「地域住民のみなさんが、避難所へ行く前に準備すること」として、避難者にあらかじめ体温計、マスク等を準備して持参することを促すが、マスクを持参してこなかった者には事前受付時にマスクを配布する。
- ・あらかじめ自宅で受付書類を準備できない場合、事前受付で避難者ごとに受付時健康状態チェックリスト (P. 22) を記入するとともに、持参した体温計による検温結果を記入する。
- ・接触型の体温計による検温は受付混雑の要因となるため、別室での対応が望ましい。
- ・屋外で受付を長時間待たせておくことが風雨のため適当でない場合は、体調不良者は自己申告により速やかに専用スペースに避難させ、それ以外の避難者はいったん屋内に避難させた上で健康チェックを行う。

イ. 居住区分・区画の振り分け

- ・体調不良者は、事前受付で必ず自己申告することを周知し、該当者は速やかに専用スペースへ案内する。
- ・受付時健康状態チェックリスト (P. 22) の記入事項と本人・家族からの聞き取りにより、P. 21 の「居住区分（ゾーニング）の目安表」を参考に、避難所内のどの部屋・スペースに割り振るのかを決める。



居住区分(ゾーニング)の目安表

ゾーン	居住区分名	判断基準 (健康チェックリストの項目)	対応
A	感染者	1に該当の人	※できるだけ早く、医療機関に移動できるよう支援依頼する。 (医療機関への移送が大原則)
B-1	症状のある人	3～6に該当の人(状況により、 7～12、17に該当の人)	※福祉避難所のみ開設の場合は、専用スペースへ案内する。 専用避難所(中央公民館)が開設された場合は、移動できるよう支援依頼する。
B-2	濃厚接触者	2に該当の人	
C	要配慮者	(A、B-1、B-2に該当せず) 13、14に該当の人	※一般の指定避難所で滞在困難な場合は、福祉避難所(健康文化センター)へ移動できるよう支援依頼する。
D	一般	その他の人	※15～17の人は必要な見守りや支援を行う。

- ・受付時に測定した体温が 37.5℃以上の場合、感染リスクのない持病等を除き、原則としてB-1とする。
- ・7～12に該当する人は、感染症以外が原因の場合も多いため暫定的にDとして、保健医療関係者に相談をする。新型コロナウイルス感染が蔓延している状況の場合等は、あらかじめ関係者と協議の上、B-1とする場合もありうる。
なお、丁寧に症状を拾うとかなりの割合の避難者が該当する可能性があるため、B-1の収容人数を十分に確保する手段として、専用避難所(中央公民館)の開設を検討する。
- ・17に、感染したかもしれないと心配な症状の記載がある場合は、個別に保健医療関係者に相談し、必要によりB-1とする。
- ・受付担当者の判断で重症な感じがする場合には、できるだけ早く保健医療関係者に連絡をとり指示を仰ぐ。
- ・B-1、B-2は、感染者、感染していない人、その他の感染症の人がいる可能性があるため、同じゾーンでもできるだけお互いの接触がないようにする。特に、トイレでの接触感染に気を付ける。
- ・D、Cは、無症状の感染者である可能性も考えながら対応する。
- ・Cのうち、一般の指定避難所(小学校等)において、介護や介助が必要な人、乳幼児と一緒に避難した人または妊娠中の人等が滞在困難な場合は、福祉避難所への移動を検討する。

受付時健康状態チェックリスト

避難所名	受付番号

※太枠内を記入してください

記入日	氏名	性別	年齢
年 月 日 ()		男・女	歳

感染確認・健康観察中の人

1	新型コロナウイルスの感染が確認されていて自宅療養中でしたか？	はい・いいえ
2	感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中でしたか？	はい・いいえ

重篤な感染症状(この1～2週間以内に始まった症状についてお答えください。)

3	発熱はありますか。または数日以内にありましたか？	はい・いいえ
4	ひどい咳はありますか？	はい・いいえ
5	下痢をしていますか？(1日複数回)	はい・いいえ
6	においや味を感じにくいですか？	はい・いいえ

その他の症状(この1～2週間以内に始まった症状をお答えください。感染症以外でも表れやすい症状)

7	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
8	全身がだるい等の症状はありますか？	はい・いいえ
9	吐き気がありますか？	はい・いいえ
10	たん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
11	からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか？	はい・いいえ
12	目が赤く、目やにが多いですか？	はい・いいえ

福祉避難スペースの対応を検討する要配慮者

13	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
14	乳幼児と一緒にいますか？妊娠中ですか？	はい・いいえ

感染した時に重症化しやすい基礎疾患のある人、保健医療の支援が必要な人

15	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、がん等の持病はありますか？	はい・いいえ
16	現在、医療機関に通院して薬をもらっていますか？(15の人も再度記入下さい) (病名または症状: _____、薬は何日分ありますか 日分)	はい・いいえ
17	気になる体調の変化や心の変化、感染したかもしれないと心配な症状、避難所で配慮が必要なこと等がありますか？	はい・いいえ

(以下は、受付担当者が記入します)

体温	℃	受付者名	
滞在スペース・区画番号		ゾーン	A・B-1・B-2・C・D

※避難所滞在スペース・区画番号欄には、避難所の建物や部屋の名称及び区画番号等を記入する

(4) 各滞在スペースの個別受付の設置

- ・事前受付から割り振られた避難者が、各滞在スペースに避難するための個別受付（一般避難者、濃厚接触者、発熱や咳等の症状がある者、要配慮者等）を設置する。
- ・個別受付には、避難者との間にクリアフェンス（ビニールシート）（なければフェイスシールドを着けるか、避難者と運営スタッフとの間を2m以上空ける）、手指消毒液を用意する。
- ・避難者が受付で滞留しないよう、手指消毒、避難者名簿の提出等、動線を事前に検討し、受付手順やレイアウトを工夫する。
- ・事前受付時に、避難所の非接触型体温計での検温を実施した場合は、発熱や咳等の症状がある者等に対し、必要に応じて、接触型の体温計で再度、検温を実施する。
- ・接触型の体温計を利用した場合は毎回消毒を実施する。
- ・間隔（2m）を空けて並ぶ際の位置をテープ等で指定する。

(5) 個別受付スタッフの準備

- ・受付スタッフは、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド（必要に応じて）を着用する。
- ・複数の人が使う体温計の消毒や検温担当者の検温ごとの手指消毒を徹底する。
- ・受付スタッフには、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを理解してもらうよう、人権を尊重した対応についての教育等を実施する。
- ・検温等、受付時の手順が従来よりも増えるとともに、避難者の滞留を抑止するための体制強化が必要となるので、訓練等により、受付手順やスタッフの人数の確認を事前に行っておく。
- ・マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド等の個人用防護具（Personal Protective Equipment：PPE）の使用方法や着脱手順、洗浄、消毒手順等について、事前に訓練や研修を行っておく。

(6) 個別受付における避難者の受付

- ・避難者名簿をもとに、避難所利用者の人数や世帯数（避難所外避難者を含む）を把握する。
※登録票は、受付混雑時には個別の滞在スペースで記入してもらい、後ほど回収する。
- ・個別スペースの割振りの際は、お住まいのコミュニティ、性別、要配慮者の状況等を考慮した割振りに配慮する。

3 備蓄している水や食料、物資の確認・配給

(1) 備蓄物資の確認、救援物資の受入

①備蓄物資の数量、保管状況を点検

- ・マスク、体温計、消毒薬、ペーパータオル、ティッシュ、個人用防護具(Personal Protective Equipment: PPE)、パーティション、テント、段ボールベッド、クリアフェンス等、感染防止のために、足りない備蓄物資はないか確認。
- ・機器については、作動点検。
- ・足りないものがある場合等は、点検結果を町災害対策本部に報告し、食料供給関係受信票 兼処理票 (救援食料) 及び物資依頼伝票 (物資) により要請する。

②救援物資の受入

- ・避難所用物品受払簿により品目ごとの数量確認と記録。
- ・救援物資を保管場所まで搬送・保管。

(2) 配給

- ・物資を配布する前後に清掃、机の消毒(次亜塩素酸ナトリウム使用)を徹底する。
- ・2m間隔で養生テープで印をつける等、密にならない工夫をして、動線を明示する。
- ・配布スタッフは、作業前後の手指消毒を徹底するとともに、マスク、使い捨て手袋を着用する。
- ・配食場所にもクリアフェンス(ビニールシート)を設置し、利用者の「組」ごとに配給する等順番制にする。
※避難所の居住区分・区画を中心として、組単位に編成する。
- ・青空避難をしている避難者は、食料等必要な物資の配布等の支援を受けようとする場合、自ら最寄りの開設避難所へ出向き、物資の配給を受ける。

<配給の注意>

- ・食品は床から30cm以上の高さで保管する。
- ・一人分ずつ小分けにして配食する。
- ・容器や食器は使い捨てを使用する。調達ができなければ食器をラッピングする等の工夫をする。
- ・発熱、咳等の症状がある者や濃厚接触者への食事の受け渡しは、直接行わず、各居室前等に置いて渡す方法(置き配)とする。

<食事の際の注意>

- ・避難者が食事する際、手洗いや手指消毒を徹底するよう周知する。
- ・食事は、飛沫感染を防ぐため、できるだけ居住スペース内でとるが、食事スペースを設置する場合には順番制にする、向かい合わせのイスの配置を避ける、消毒を徹底する等の工夫をする。

- ・食後の食べ残しや使い捨て容器は、避難者が自分で分別してゴミ袋に密閉し、スタッフが回収する。

4 定期的な換気

- ・30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。

5 ゴミの分別・管理

- ・感染症対策として、一般廃棄物（一般ごみ）と感染性廃棄物（マスク等）は分けるようにする。
- ・感染性廃棄物はゴミ袋を2重にして慎重に取り扱い、保管し、基本的に一般廃棄物として処分する。
- ・ゴミ箱は蓋を触らず捨てられる、足踏み式を可能な限り準備する。
- ・ゴミ処理を行う際は、掃除用手袋とマスク、フェイスシールド、長袖ガウンを着用する。

感染性廃棄物の主なもの

- 使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋
- 発熱・咳等の症状がある人の弁当の容器
- 感染者等の使用済みのおむつ、携帯トイレ（便袋）



ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせません。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接接触することがないようにしっかりしぼります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

新型コロナウイルス等の感染症の感染者又はその疑いにある方の使用済みマスク等の捨て方

「新型コロナウイルス等の感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方（環境省）」より

6 避難所内の感染防止ルールの徹底

- ・感染症防止のための以下の（例）を参考に、ルールを決め、掲示板等に避難所でのルールを貼り出す等、ルールを周知する。

<感染症防止のために決めた方がよいルール（例）>

- ・常時マスクの着用や、手指の消毒を徹底する。なお、気温が高い場合はこまめに水分補給。
- ・人と人の間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けることを意識して過ごす。
- ・毎日の体温・体調の確認
- ・トイレにふたがある場合、トイレのふたを閉めて流す。
- ・掃除当番（トイレ清掃等）
- ・ゴミは各家庭で密閉して廃棄
- ・靴はビニール袋に入れて各自で保管

7 濃厚接触者等を受け入れた場合の町災害対策本部への連絡

- ・発熱や咳等の症状がある者や濃厚接触者等を受け入れた場合、避難所状況報告書（初動期用）とともに、傷病者及び体調不良者名簿（P. 39）を用い、FAX、電話、無線機器、伝令等で、町災害対策本部に連絡する。

第5章 展開期以降(2日目～)の対応 (M6-03)

1 定期的な健康管理の実施

①毎日の体温・体調チェック

- ・避難者の健康状態を把握するため、健康状態チェックシート（P. 28）により体温測定（朝・昼・夜）と症状のセルフチェックを実施する。
- ・体温計を持参していない避難者に対して、セルフチェックができるよう、体温計や手指消毒液等のコーナーを設ける。
- ・セルフチェックの結果、下記の【感染を疑う症状】に該当する場合は専用スペース（個室）に案内の上、安静にさせる。また、帰国者・接触者相談センターに電話により相談するとともに、町災害対策本部に連絡する。

②定期的な見回り、急病人の把握

- ・保健師等による巡回体制が可能な場合、保健師等が急病人の把握を行う。

③可能な場合、避難者の相談窓口を開設し、心のケアを実施する。

- ④車中泊の避難者を含め、エコノミークラス症候群の予防のため、定期的な軽い運動を行うスペースや、施設管理者と相談の上、敷地内のスペースを散歩する場所を確保していく。

【感染を疑う症状】

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
- 上記以外の方で発熱や咳等比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤等を飲み続けなければならない方も同様です。）

・特に、下記に該当するような健康状態の急変については、素早く察知できるよう留意する。

【緊急性の高い症状】※は家族等が以下の項目を確認した場合

表情・外見	<input type="checkbox"/> 1 顔色が明らかに悪い※ <input type="checkbox"/> 2 唇が紫色になっている <input type="checkbox"/> 3 いつもと違う、様子がおかしい※	
息苦しさ等	<input type="checkbox"/> 4 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） <input type="checkbox"/> 5 急に息苦しくなった <input type="checkbox"/> 6 日常生活の中で少し動く息があがる <input type="checkbox"/> 7 胸の痛みがある <input type="checkbox"/> 8 横になれない、座らないと息ができない <input type="checkbox"/> 9 肩で息をしている、ゼーゼーしている	
意識障害等	<input type="checkbox"/> 10 ぼんやりとしている（反応が弱い）※ <input type="checkbox"/> 11 もうろうとしている（返事がない）※ <input type="checkbox"/> 12 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする	

新型コロナウイルス感染症軽症者が注意すべき症状

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について（厚生労働省）」より

帰国者・接触者相談センターの連絡先

開設時間 平日：午前9時から午後5時まで
 夜間・土、日、祝日：オンコール（24時間）体制

保健所名	電話番号	所管区域
江南保健所	0587-55-1699	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町

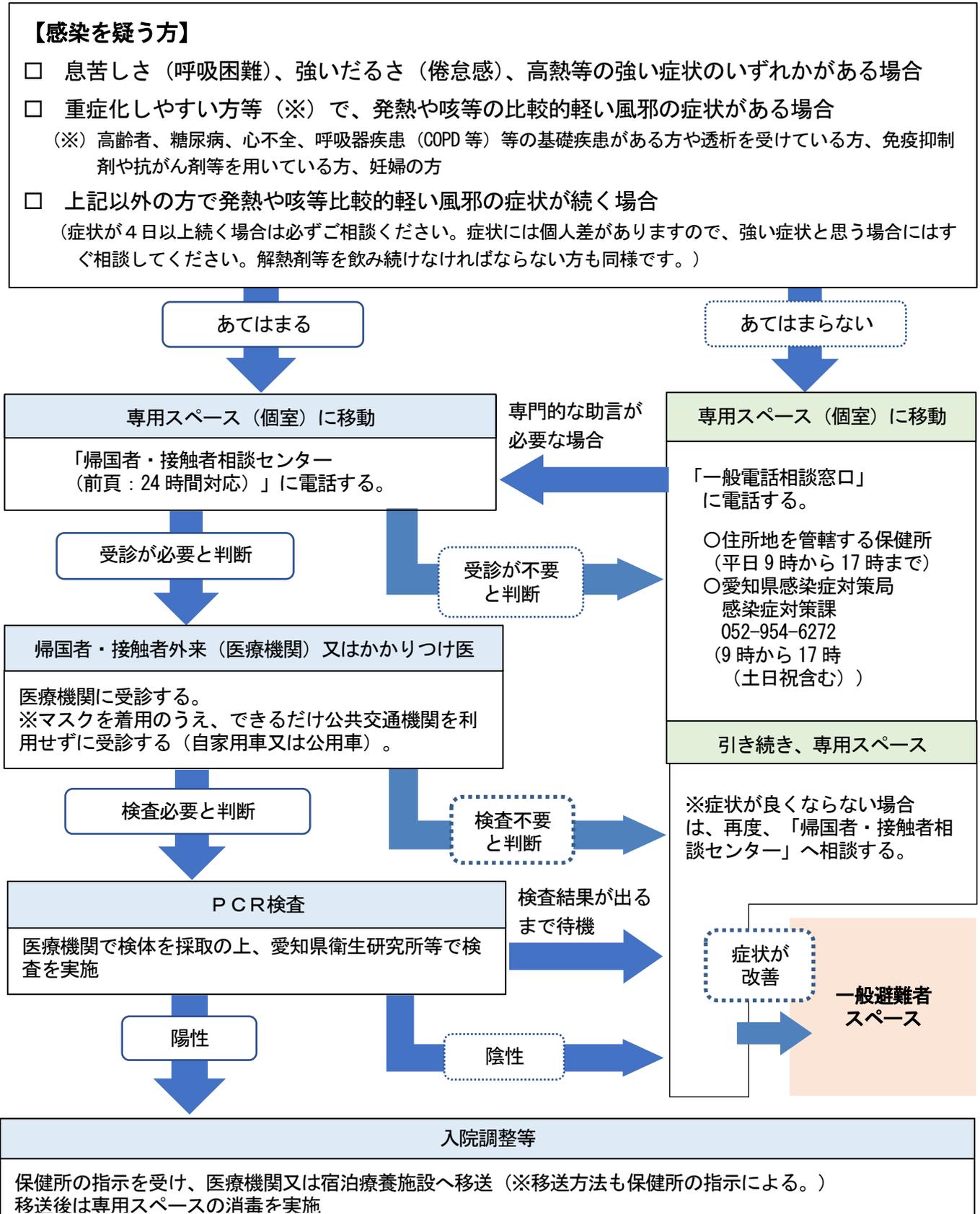
健康状態チェックシート

避難所名		氏名			性別	年齢
					男・女	歳

体温測定		／ (月)	／ (火)	／ (水)	／ (木)	／ (金)	／ (土)	／ (日)
		朝 °C						
		昼 °C						
		夜 °C						
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった（呼吸数が多かった） ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ						
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ						
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ						
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ						
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ						
下痢	下痢がある	はい・いいえ						
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ（発疹）が出ている ・目が赤く、目やにが多い 等	はい・いいえ (症状)						
チェック欄								

2 感染症が疑われる場合の対応の確認

- ・ 定期的な健康管理の実施等により、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、下記のとおり保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡の上、指示を仰ぐ。



3 避難者もしくは運営スタッフの感染者が確認された場合

- ・感染者が確認された場合、保健所の指示により、施設の消毒や避難者を他の場所に移動等させる等の対応を取る。
- ・必要に応じて、同じ滞在スペースにいた避難者の健康観察を実施する。

4 運営スタッフの感染防止対策

運営スタッフの場面ごとの装備内容は下表を参考に、避難所の状況に応じて判断し対策を行う。一般避難者の中で動ける人は、運営スタッフとして装備を身に着け、清掃、物資の受入や配給、換気、ゴミの分別・管理等に協力してもらう。

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備

	マスク	フェイスシールド※1	手袋※3 (使い捨て)	手袋※3, 4 (掃除用)	カッパ※5 (長袖ガウン)
受付	○	△※2	○		
清掃・消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者ゾーンの応対	○	○	○		(○) ※8
発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者ゾーンの清掃・消毒	○	○		○	(○) ※8
ゴミ処理	○	○		○	○
洗濯※6	○	○		○	
トイレ清掃	○	○		○	○※7
(シャワー風呂清掃) ※9	○	○		○	○※7

※1 目を覆うことができるもの（ゴーグル、シュノーケリングマスク等）

※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用

※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可

※4 手首を覆えるもの、使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可

※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作りも可

※6 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備

※7 撥水性のあるカッパが望ましい

※8 唾液、喀痰、血液等体液の腕への汚染が予想される場合は使用

※9 ライフラインが使用可能な状況で長期避難となる場合のみ

- ・感染症対策として、運営スタッフの個人用防護具（Personal Protective Equipment：PPE）を準備し、着脱手順や洗浄、消毒手順を確認する。
- ・カッパ（長袖ガウン）の脱衣時には、カッパの表面に触れないよう汚染防止に注意する等、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド等のPPEの使用方法や着脱手順、洗浄、消毒手順等について、事前に訓練や研修を行っておく。

個人防護具の着け方・外し方の例

監修：慶應義塾大学病院 感染制御センター 課長 感染症看護専門看護師 高野 八百子

着け方：病室へ入るときに必要な個人防護具を装着する

最初に
手洗いまたは
手指消毒



① エプロン・ガウン

十分に広げてユニホームを覆う



② マスク・シールド付きマスク

ノーズワイヤーを
フィットさせ、
フリッツを
顎の下まで
伸ばす



シールド付きマスク

③ ゴーグル・フェイスシールド

隙間を
なくすように
フィットさせる



フェイスシールド

④ 手袋

ガウンの袖口の上に
手袋を被せる



外し方：病室内で外す

使用後のすべての個人防護具の外側表面は汚染している
外側表面を直接素手で触れない!
周囲環境を汚染させない!!

① 手袋

静かに外す



外側をつまむ



外側が内側になるように外す



袖口から中へ指先を差し込む



手洗いまたは
手指消毒



② ゴーグル・フェイスシールド

ゴーグルの柄の部分
またはヘッドバンドの
部分を持って外す



ゴーグル



フェイスシールド

※エプロン、ガウンの汚染がひどい場合はゴーグル、フェイスシールドを着けたままエプロン、ガウンを先に外す(外すときに飛沫を発生させる可能性があるため)

③ エプロン・ガウン

外側が内側になるように外し、小さくまとめて廃棄する

エプロン



②



③



①



②



③

手洗いまたは
手指消毒



④ マスク・シールド付きマスク

ゴムひもをつまんで外す



マスク



シールド付きマスク

個人防護具を
すべて
外したら
手洗いまたは
手指消毒



5 濃厚接触者等への対応

- ・専用スペースのスタッフは専任とし、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールドを適切に着用する。
- ・心臓、肺、腎臓に持病のある人、糖尿病の人、免疫が低下した人、妊婦等が対応することは避ける。
- ・換気を十分実施するとともに、複数の人が手で触れる共用部分（トイレを含む）の消毒を、2時間ごと等ルールを決めて行う。
- ・使用したマスクは他の部屋に持ち出さないようにする。
- ・新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者や濃厚接触者が使用したトイレで、急性の下痢症状等でトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム等による清拭を行う。
- ・濃厚接触者については、保健所が電話等により、感染者との最後の接触日の翌日を初日として2週間の健康観察を実施しているが、定期的な健康管理の実施（セルフチェック）と併せ、運営スタッフが【緊急性の高い症状】を確認した場合は、すみやかに保健所、医療機関、町災害対策本部に連絡する。（※P. 27 参照）

6 衛生環境の整備（消毒、清掃、洗濯）

（1）消毒についての基本事項

- ① 消毒の基本は消毒用エタノールまたは 0.05%次亜塩素酸ナトリウム液を使用する。
- ② 環境消毒の際は、換気を十分に図り、ミストを吸入しないよう、ゴム手袋、マスク（心配であればゴーグル、フェイスシールド）等を着用する。
- ③ 消毒は、ドアノブ、手すり、スイッチなど人が手に触れやすいところについて最低1回、できれば朝と閉庁時の1日2回以上実施する。
- ④ アルコール製剤使用時は火気厳禁！アルコール消毒の際は、消毒する箇所を乾燥状態にしてから行うこと。
- ⑤ 次亜塩素酸ナトリウム液の基本は医薬品だが、厚生労働省から市販の塩素系漂白剤（キッチンハイター等）の使用も認められている。
- ⑥ 次亜塩素酸ナトリウム液については、噴霧は絶対しないこと。
- ⑦ 次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後は、必ず水拭きをすること。
- ⑧ 次亜塩素酸ナトリウム液を希釈する場合は、1回に必要な量だけを調整し、使用後はその都度廃棄することが望ましい。
やむを得ず一日分を一度に調整する場合は、調整後の薬剤は日光の当たらない涼しいところに誤って使用しないような表示をして保管し、その日のうちに使い切ること。
- ⑨ 噴霧器やスプレーは、付着しているウイルスを飛ばしてしまうため使用しない。

日本薬剤師会 学校薬剤師部会 新型コロナウイルス感染症予防対策に係る指導助言・社団法人日本ペストコントロール協会「自分で行う消毒マニュアル」を参考に作成

(2) 消毒薬について

- ・消毒用エタノールが入手困難な場合は、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。

		消毒用エタノール	次亜塩素酸ナトリウム (塩素系漂白剤：ハイター等)
使用	可能 ○	手指等、衣服等モノ全般、壁等環境表面	衣服等モノ全般、壁等の環境表面
	不可 ×	傷口や眼球、粘膜、革製品等	人体には×、金属△
効果		ほとんどの細菌、インフルエンザウイルス、コロナウイルス等	ほとんどの細菌、ノロウイルス、コロナウイルス等
調整方法		手指・物の消毒用 無水エタノール：水=8：2	0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液に調整 水1ℓに10～25ml (商品付属のキャップ1/2～1杯)
注意事項		アルコール濃度が高いため引火しやすく、火気のそばでの使用や火の気の近くでの保管をしない 揮発性が高いため、蓋を開けっ放しにしておくと、蒸発したり、空気中の水分を吸収したりして濃度が薄くなる	酸性の洗剤（特にトイレ洗浄剤等の強酸性のもの）と混ぜると、有毒ガスが発生するため、混ぜて使わない 酸化力の強さから、材質によっては対象物を腐食させる、特に金属製品はサビたり変色したりすることがある

「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために（防衛省統合幕僚監部）」を参考に愛知県が作成

参考 次亜塩素酸ナトリウム液の作り方（例）

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。

メーカー	商品名	作り方
花王	ハイター	水1ℓに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯）
	キッチンハイター	水1ℓに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯）
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1ℓに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
	カネヨキッチンブリーチ	水1ℓに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
ミツエイ	ブリーチ	水1ℓに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
	キッチンブリーチ	水1ℓに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

【注意】 ●使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

●表に無い商品の場合、商品パッケージやHPの説明に従ってご使用ください。

厚生労働省「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」啓発資料を参考に作成

参考 次亜塩素酸ナトリウム液の用途による使い分け

市販されている漂白剤の原液を次亜塩素酸ナトリウム濃度5%として

消毒箇所	消毒方法	
高汚染疑い部分	0.1% (1000ppm) の布で拭いて、5～10分したら水拭き ・500ml のペットボトルに、通常飲料が入っている程度の水と、 キャップ 2杯分 (10ml) の漂白剤を入れる (50倍)	
	注意事項	・漂白作用等の副作用が高いので注意。 ・ <u>高汚染部分でウイルスを撒きあげる恐れがある場合、噴霧処理はしない。</u>
一般部分消毒	0.05% (500ppm) : 推奨 ・500ml のペットボトルに、通常飲料が入っている程度の水と、 キャップ 1杯分 (5ml) の漂白剤を入れる (100倍) ・清拭は上記同様。	
予防的な衣服つけ置きや清拭等	0.02% (200ppm) ・2000ml のペットボトルに、通常飲料が入っている程度の水と、 キャップ 2杯分 (10ml) の漂白剤を入れる (200倍)	

社団法人日本ペストコントロール協会「新型コロナウイルス対策 自分で行う消毒マニュアル」を参考に作成

(3) 消毒、清掃、洗濯の方法について

①居住スペース

- ・定期的な換気 (30分に1回以上、数分間、窓を全開) を行い、ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒する。
- ・居住スペースの掃除は、避難者各自が行うようにし、1日1回、定時に掃除時間等を設定し、実施するよう生活ルールを定める。

②トイレ

- ・1日3回 (午前、午後、夕) 以上の複数回、消毒液を使用して清拭する。
- ・トイレ清掃は組ごとに当番を決め、トイレ清掃当番がやること (P. 37) を渡し、毎回清掃の際に通う実施してもらう。

③シャワー・風呂 (※ライフラインが使用可能な状況で長期避難となる場合のみ)

- ・手すりや手がよく触れる場所の消毒、湯船や洗い場の清掃を徹底する。
- ・発熱者、濃厚接触者、一般避難者のシャワー・浴室はそれぞれ別に設置する。
- ・難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で、兼用するためのルールを作る (一般避難者→濃厚接触者→発熱者等)。
- ・ただし、一般避難者との兼用はできるだけ避ける。

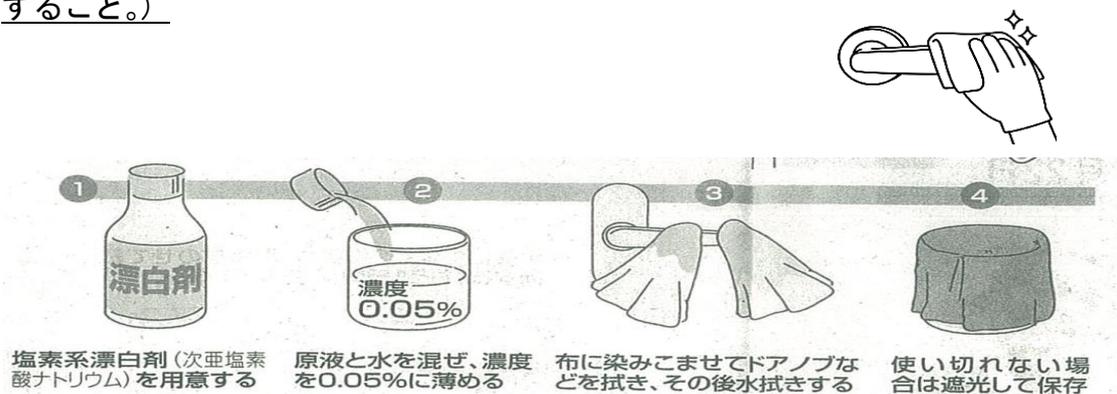
④洗濯

- ・洗濯する際は、家庭ごとの実施を徹底する。
 - ・体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、掃除用手袋、マスク、フェイスシールドを着用し、ほかの衣料とは別に分けて洗う。
- ※ひどく汚れている場合は、ゴミ袋等に入れ密閉して廃棄処分にする。
- ・血液や吐物がついたものは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸けて下洗いしてから、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かす。

参考 消毒方法【消毒する主な場所(手指がよく触れる場所)】

場所	対象	方法
建物内 共通	ドアノブ、窓のカギ・取っ手 照明等の各種スイッチ	<使用薬剤> ・消毒用エタノール ・次亜塩素酸ナトリウム <清拭> ・ペーパータオル等に十分に薬液を 含ませ拭き、自然乾燥させる。 ・ペーパータオル等は汚染面を使わ ず、全体的に汚れたら新品に交換 する ・消毒したい場所が濡れている場合 には、水分をふき取った後、ペー パータオル等に十分に薬液を含ませ て拭く ・机の上等は、ペーパータオルを一筆 書きの要領でゆっくり動かし拭き 取る
事務所内	電話機、パソコンのキーボード コピー機のボタン、机、椅子、 接客用カウンター、ロッカー、 ブラインドのグリップ・コード	
トイレ	ペーパーホルダー、流水レバー 便器のフタ	
洗面所 給湯室	水道や給湯器の蛇口	
各種設備	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターのボタン ・階段の手すり ・椅子、ソファ 	

* 拭き取ったペーパータオルや雑巾は、専用のビニール袋に入れ、しっかりと密閉
すること。)



大口市「新型コロナウイルス感染症対策におけるガイドライン&マニュアル」を参考に作成

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしよう。

**石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。**



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(※初回他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

**食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。**

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど、裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いは十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1 Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1杯)
	キッチンハイター	水1 Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1 Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1 Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
ミズエー	ブリーチ	水1 Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1 Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

トイレの清掃当番がやること

装備

マスク、フェイスシールド、手袋（清掃用）、前掛けなど（使い捨てできるものを利用）

掃除 道具

ぞうきん、バケツ、洗剤、ビニル袋、ゴミ袋、新聞紙などのいらぬ紙
消毒液（水1Lに台所用塩素系漂白剤24ml（キャップ1杯）を混ぜる）など

- ① 入口のドアや窓を開けて、換気する
- ② 汚物をとる
 - ・ 汚物は新聞紙などで包んで取り、ビニル袋に入れる。
 - ・ 汚物を入れたビニル袋に消毒液を入れて密封し、ゴミ袋に入れる。
 - ・ 排泄物で汚染された部位の表面には消毒液を使用する。
- ③ 高いところから順番に、拭き掃除をする
- ④ 床掃除をする
 - ・ トイレの床は新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要。
- ⑤ 個室や便器の掃除をする
 - ・ 消毒液で濡らしたぞうきんなどで、汚れの少ない場所から順に拭く。
（例：便座→ふた→タンク→便器の外側）
 - ・ 詰まり以外の原因で流れていない汚物があればバケツなどの水で流す。
（例：和式では2～3Lの水を上から勢いよく流し込む。）
 - ・ 水が流れる場合は塩素系洗剤を便器内にかけて、数分後に水で流す。
- ⑥ 人の手が触れる部分の掃除する
 - ・ ドアノブ、手すり、水洗レバーなど人の手が触れる部分を、これまでの手順で使用していない消毒液で濡らしたぞうきんなどでこまめに拭く。
 - ・ 手洗い場の水アカなどをふき取る。
- ⑦ 消耗品の補充・設置
 - ・ 掃除用の手袋を外側が内側になるように外し、ゴミ袋に入れる。
 - ・ トイレトーパー、消臭剤、手洗い用の消毒液などを補充・設置する。

後片付け

- ① マスク、手袋、前掛けなど着用していたものをごみ袋に入れ、トイレから出たごみと同じ場所に置く。
- ② 泥落としマットなどで靴の汚れを落とし、消毒液をしみこませたマットで靴の裏を消毒する。
- ③ 石けんで1分間、よく手を洗う。（指先、指の間、親指のまわり、手首などを念入りに！）水がない場合は手指消毒用アルコールを使う。
- ④ うがいをする。

トイレから出たごみの処理

衛生・安全のため、袋を二重にして持ち運び、他のごみと混ざらないように注意する。（トイレ用のごみ置き場は予め決め、わかるようにしておく。）

第6章 撤収期(ライフライン回復時)の対応

住居をなくした人は、より生活環境の整った応急仮設住宅等の長期受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来業務を再開させる準備を行います。

1 避難所の統合・閉鎖準備

- ・ライフラインの回復状況等から、避難所の縮小・統廃合する場合は、専用スペースにいる人の移動方法等を、市町村災害対策本部と協議する。
- ・避難所の統合・閉鎖にあたり、専用スペースにいる人の情報等を円滑に引き継ぎすることができるよう避難所運営委員会、各運営班等の協力を得て、避難所の運営・管理に関する情報や書類を集約する。
- ・集約した情報や書類等は、市町村災害対策本部に提出する。

2 避難所の閉鎖

- ・避難所スペースとして使用した部屋や共用部分は、十分な換気を行った上で消毒を実施する。

傷病者及び体調不良者名簿

傷病者及び体調不良者名簿				避難所名	
氏名	生年月日・年齢	性別	住所	傷病等の程度・状況 搬送の有無	搬送先住所 搬送日時
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:

非常持ち出し品リスト（例）

<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ポンチョ <input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器 <input type="checkbox"/> 印かん <input type="checkbox"/> 止血するもの <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> ナイフ <input type="checkbox"/> 下着 <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 充電式ラジオ <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 健康保険証コピー <input type="checkbox"/> メガネ、コンタクト用品 <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> 現金 等 （停電時に公衆電話で使用する 10円、100円硬貨含む）	感染症対策
	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アルコール消毒液 <input type="checkbox"/> ハンドソープ・固形せっけん <input type="checkbox"/> 除菌シート <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 上履き（スリッパ、靴下等） <input type="checkbox"/> ごみ袋 等
	乳幼児
	<input type="checkbox"/> 離乳食、粉ミルク・液体ミルク <input type="checkbox"/> 加熱調理器具 <input type="checkbox"/> 消毒用品 <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> おしりふき 等
	高齢者
	<input type="checkbox"/> 入れ歯 <input type="checkbox"/> 介護食 <input type="checkbox"/> 大人用紙おむつ 等
	疾患のある方
	<input type="checkbox"/> 主治医の連絡先 <input type="checkbox"/> 持病薬メモ（処方箋等） <input type="checkbox"/> 持病の薬 等
	ペット
	<input type="checkbox"/> 動物病院連絡先 <input type="checkbox"/> リード <input type="checkbox"/> ケージ <input type="checkbox"/> ペット用食品 <input type="checkbox"/> 排泄用品 等

避難所の設備、備蓄物資一覧表(1/5) (※朱色が今回追加部分)

	品名	数	保管場所	メモ
設備・資機材	発電機			
	電源用コードリール			
	投光器等の照明設備			
	テント			
	マット			
	防水シート、ブルーシート			
	災害用トイレ(仮設トイレ)			
	蛇口のあるタンク(手洗い用)			
	小型ポンプ			
	台車			
要配慮者対策	簡易ベッド、 段ボールベッド			
	担架			
	車いす			
	災害用トイレ(簡易トイレ)			
	簡易トイレ(凝固剤式)			
	間仕切り用パーティション等			
	毛布			
	タオル			
	ペーパータオル			

避難所の設備、備蓄物資一覧表(2/5) (※朱色が今回追加部分)

	品名	数	保管場所	メモ
食料・水	飲料水(ml)			
	アルファ化米			
	粉ミルク			
	高齢者用のやわらかい食品			
	アレルギー対応の食品			
	粉ミルク(アレルギー対応)			
	ミルク調整用の水			
食器類、調理器具等	哺乳瓶			
	食器・箸(使い捨てのもの)			
	ごみ袋			
	なべ			
	やかん			
	湯沸し用ポット			
	ガスコンロとガス等湯沸し器			
	洗剤			
	スポンジ			
	ラップ			

避難所の設備、備蓄物資一覧表(3/5) (※朱色が今回追加部分)

	品名	数	保管場所	メモ
環境・衛生・感染症対策用品(その1)	救急箱			
	ふた付きごみ箱 (足踏み式)			
	ごみ袋			
	ビニル袋 (各種)			
	トイレトーパー			
	除菌用アルコールティッシュ			
	ティッシュペーパー			
	手指消毒用アルコール			
	バケツ			
	ひしゃく等水をくむ道具			
	トイレ用スリッパ			
	おむつ (乳幼児用)			
	おむつ (大人用)			
	生理用品			
	ストーマ装具			
	おしりふき (乳児用)			
	消毒液			
	洗剤 (清掃用)			
	物干し用の道具			
	せっけん、ハンドソープ			
	歯磨き用品 (歯ブラシ等)			
	マスク			
	体温計			
非接触型体温計				
新聞紙 (吐物処理用)				
次亜塩素酸ナトリウム (ハイター)				

避難所の設備、備蓄物資一覧表(4/5) (※朱色が今回追加部分)

	品名	数	保管場所	メモ
環境・衛生・感染症対策用品(その2)	フェイスシールド			
	カッパ(長袖ガウン)			
	使い捨て手袋(ビニール手袋)			
	ビニールシート(受付用)			
	受付ビニールシート			
	固定用ポール			
衣類	衣類(男性用)			
	衣類(女性用)			
	衣類(子ども用)			
	下着類(男性用)			
	下着類(女性用)			
	下着類(子ども用)			
	妊婦用下着(腹帯等)			
ペット関係	ペットフード <small>(犬用、猫用等で長期保存できるもの)</small>			
	ペット用シーツ			
	ペット用ケージ			

避難所の設備、備蓄物資一覧表(5/5) (※朱色が今回追加部分)

	品名	数	保管場所	メモ
事務用	机			
	いす			
	拡声器			
	懐中電灯			
	乾電池(各種)			
	ローソク等の固形燃料			
	ライター等火を起こす道具			
	延長コード			
	パソコン			
	プリンター			
	コピー機			
	紙類(用紙、模造紙等)			
	筆記用具			
	テープ類(ガムテープ、セロハンテープ等)			
	はさみ、カッター			
	ステープラー、クリップ等綴じ具			
	ファイル類(書類保管用)			
	避難所運営マニュアル 一式			

参考文献・資料

○愛知県

- ・避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 令和2年7月(第1版)
- ・愛知県避難所運営マニュアル(本編、資料集)平成27年3月(平成30年3月改定)

○内閣府(防災担当)通知関係

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について(令和2年4月1日)
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について(令和2年4月7日)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」(令和2年6月8日)
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料(第1版、第2版)について(令和2年5月21日、令和2年6月10日)
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第1版、第2版)について(令和2年6月10日、令和2年7月6日)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画(第1版)について(令和2年6月15日)
- ・「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(令和2年4月21日)

○防衛省統合幕僚監部

- ・「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」(令和2年4月13日)

○国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

- ・あつて良かったマンホールトイレ
- ・マンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインー2018年版

○東京都

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)(令和2年6月)

○岐阜県

- ・岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和2年5月)

○認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)

- ・新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック(2020年5月29日発行(第2版)2020年7月15日修正)

○認定NPO法人レスキューストックヤード

- ・避難所における感染予防対策研修資料

大口町版 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
大口町地域防災計画＜避難所運営マニュアル＞別冊

令和2年9月作成（第1版）

発行 大口町

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
電話番号 0587-95-1111（代表）

編集 社会福祉法人大口町社会福祉協議会（令和2年度大口町防災啓発業務受託）

愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 大口町健康文化センター2階
電話番号 0587-94-0060

本ガイドラインは、町民安全課、健康生きがい課、社会福祉協議会、地域自治組織のメンバーにより、検討・協議を重ね作成しました。